

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 食品の安全確保推進研究事業

国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究
研究分担報告書

コーデックスにおける組織横断型・ガバナンス問題及びリスクコミュニケーション

研究分担者 松尾真紀子

東京大学 公共政策大学院 特任講師

研究要旨

本研究は、研究期間を通じて以下を実施する；①コーデックス一般原則部会（CCGP）等における議論を中心として、国内外の食品安全に関するトピック・課題等を抽出・整理・適宜政策提言；②食品安全に関するシンポジウム等を開催し、国内の多様な主体に対して海外や日本の状況に関するリスクコミュニケーションを行うことで広い意味でのネットワーク構築につなげる。

一つ目の CCGP における議論については、今年度議論された、①Working by correspondence の議論、②コーデックス基準における事例の取り扱い、③新たにに取り組むべき将来的課題、について整理した。①の Working by correspondence の議論については EWG と異なり、意思決定にもかかわる重要な案件である。今後の論点としては、(a)代表の検証、(b)議長の役割・影響力のコントロール、(c)効果的な参加のありかた・相互作用の確保等の課題に対応できる仕組み、が重要な点となると指摘した。また、②の、コーデックス基準における「事例」の取り扱いの問題では、コーデックス基準に盛り込まれる「事例」は、いかなる形態（注釈、付属文書、事例など）であろうとコーデックス基準の一部であることが再確認されたことから、交渉の際には、「事例」の取り扱いについても慎重に検討し、貿易紛争上の含意を持つような「事例」は、公的な地位を持たない「information document」として別途採用するようにすることが重要と指摘した。最後の③の、新たにに取り組むべき将来的課題については、議論の結果、SDGs に関連するコーデックスの活動のモニタリングと、コーデックス基準の活用状況を見る仕組み、が次回の CCGP で議論されることとなった。

二つ目のリスクコミュニケーションとネットワーク構築については、本研究班主催、厚生労働省及び東京大学政策ビジョン研究センターの共催を得て、シンポジウムを開催することで実施した（2019年3月6日東京大学本郷キャンパス、ダイワハウス石橋信夫記念ホール）。WHO 食品安全・人畜共通感染症部長である宮城島一明氏と、厚生労働省参与の吉倉廣氏の二名の基調講演の後、パネルディスカッションでは、両基調講演者に、元米国食品医薬品局 バイオテクノロジー・コーディネーターのジェームス・マリアンスキー氏及び山口大学共同獣医学部教授の豊福肇氏を加えて議論した。基調講演では、両氏から、国際交渉の現場での経験に裏付けられる実態についての洞察に加え、長年この分野に携わってきたからこそ持ち得る俯瞰的な視野に基づく鋭い指摘がなされた。講演では、多国間協調の枠組みの重要性や、国際交渉における、会議運営上のテクニック、組織構成等の分析と蓄積・継承の重要性、国際機関における効果的なリソース配分のありかた等に関する指摘があり、本研究においても大きな示唆が得られた。また、パネルディスカッションでは参加者との直接の議論の場を設けた。これにより、日本のコーデックス委員会に関する活動への理解の促進に寄与した。

A. 研究目的

本研究は研究期間に、以下の二つの活動を行う。一つは、コーデックスの一般原則部会 (CCGP) の重要トピックにつき、合意形成プロセスにおける論点を、国際政治・公共政策学的観点から分析し、各国のポジションや利害関係の把握と論点の整理分析を行う。CCGP はコーデックスのすべての部会に横断的にかかわる手順や一般事項について付託を受けた場合に検討を行う部会¹であり、特にコーデックスのガバナンス上の課題を検討するうえで重要な部会である。したがって、そこにおける議題について、日本の戦略的なコーデックス対応に資する情報ベースの整理分析を行う。

もう一つは、国際・国内のシンポジウムの開催等により、国内外の行政、業界、アカデミア、消費者団体等、多様な主体との交流の機会を設け、広い意味でのリスクコミュニケーションとネットワーク構築を図ることである。これにより、議論の連携、国内におけるコーデックス活動に対する認識と支持の向上を得ることを目的とする。

B. 研究方法

一つ目の CCGP におけるプロセス分析とガバナンス上の課題については、前研究班の研究開始 (平成 26 年度) 以来継続的に分析を行ってきたところである²。部

¹ Procedural Manualに記載されているCCGPのTORは以下 (Procedural Manualより)。

To deal with such procedural and general matters as are referred to it by the Codex Alimentarius Commission, including:

- the review or endorsement of procedural provisions/texts forwarded by other subsidiary bodies for inclusion in the Procedural Manual of the Codex Alimentarius Commission; and
- the consideration and recommendation of other amendments to the Procedural Manual.

² CCGPにおけるこれまでの議論の経緯については、以下の平成26年度から平成28年度の

会が 2016 年の 4 月を最後として昨年度まで閉会していたが、今年度より再開したことから、論点の整理を行った。具体的には、会議に先立って回付される討議文書、各国の意見、また会議後の議事録等の整理・分析である。

二つ目のリスクコミュニケーションとネットワーク構築の目的については、専門家や実務家・行政担当者等を国内外から招いて、業界関係者や広く一般を対象に、直接話を聞き、質疑等を行う場を設ける形で展開している。平成 25 年度以来、継続的に取り組んでおり、過去の取り組みについては、添付資料 2。これまで厚生労働省の研究班が主催してきたコーデックスイベントの一覧を参照されたい。本年度は、本研究班の主催、厚生労働省及び東京大学政策ビジョン研究センターが共催で「シンポジウム：における日本の貢献と今後の課題」を開催した (2019 年 3 月 6 日東京大学本郷キャンパス、ダイワハウス石橋信夫記念ホール)。

C. 研究結果

報告書参照。松尾真紀子 (2017) 「コーデックス一般原則部会における交渉プロセス及びガバナンス課題分析」『厚生労働科学研究費補助金 (食品の安全確保推進研究事業) 国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究、平成28年度分担研究報告書』 pp. 250-261。

松尾真紀子、江津爽「コーデックス一般原則部会における交渉プロセス及びガバナンス課題分析」『厚生労働科学研究費補助金 (食品の安全確保推進研究事業) 国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究、平成27 年度分担研究報告書』 pp. 199-287。

松尾真紀子、浅田玲加、岩崎舞、鬼頭未沙子「コーデックス一般原則部会における交渉プロセス及びガバナンス課題分析」『厚生労働科学研究費補助金 (食品の安全確保推進研究事業) 国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究、平成26 年度分担研究報告書』 pp.273-282。

1. CCGP における主要な議論

今年度再開された、第 31 回 CCGP は、2019 年 3 月 11 日から 15 日までフランスのボルドーにて開催された。主要な議題は、Working by correspondence の議論（議題 3）、コーデックス基準における事例の取り扱い（議題 4）、新たに取り組むべき将来的課題（議題 6）である。以下では、それぞれについて詳細に紹介する。

なお、その他の議題の中では、CCGP に関連する FAO/WHO の取り組みについての報告（議題 5）³があった。この中で、初の FAO/WHO/AU の国際食品安全会議がアジズアベバで開催されたこと、また、FAO/WHO/WTO の食品安全と貿易に関する国際フォーラムが 2019 年 4 月に開催されること、2019 年 6 月 7 日を世界食品安全の日（World Food Safety Day, WFSO）とすることなどが紹介された。また、WHO からは 2018 年に採択された第 13 期 General Programme of Work に関連してコーデックスのインパクトも重視されることから、コーデックス基準の利用のモニタリングに注視していることが述べられた。

(1) Working by correspondence を用いている部会における手続き上のガイダンスについて（議題 3）

昨今、コーデックスでは、休会となっていた個別部会が「文面による作業（working by correspondence）」により活動を再開しており、執行委員会（2016 年の

³ その他、コーデックスにおける科学的アドバイスの資金については、EU が CAC42 に向けて持続可能な科学的アドバイスに対する資金のありかたについての討議文書を作成していることに対して、WHO の特殊な財政構造により、WHO の assessed contribution がわずか 20% にしか満たない現状では、WHO の governing body レベルでの優先順位の変更がない限りは難しいことが指摘された（REP/GP para 53）。科学的アドバイスの資金については CAC42 でまた議論することとなった。

CCEXEC72⁴、2017 年の CCEXEC73⁵）及び総会（2017 年の CAC40⁶、2018 年の CAC41）を中心に議論がなされてきた。その結果、2018 年の CAC41 では、working by correspondence に関するガイダンスをつくるうえでの手続き・運営上の課題について CCGP31 で議論をすることとなった。

事前に回付された事務局の討議文書（CX/GP 19/31/3）では、① Working by correspondence と電子作業グループ（EWG）の違い、② 国連における事例、③ コーデックスにおける手続き上の課題、の 3 点から整理している。まず一つ目の、Working by correspondence と EWG との最大の違いは、意思決定ができるかどうかという点である。現状、EWG⁷は、部会の間に作業するもので、特定の問題を念頭に TOR を明確にして討議文書・作業文書を作成し、かつ、意思決定・投票等は行わない（CX/GP 19/31/3, para.17）。しかし、Working by correspondence を実施すると、意思決定を伴う。

二つ目は、国連における Working by correspondence の事例である。国連組織の中では限定的な例外はあるものの⁸、基本

⁴ REP 17/EXEC1, para 18-33 この中で法務官（legal adviser）は現状の手続きマニュアルには、working by correspondence に関する規定がないと指摘。

⁵ REP17/EXEC2, para 114-126 執行委員会の sub-committee におけるまとめをもとに議論。

⁶ REP17/CAC, para 143-152

⁷ 現状、EWG についてはコーデックス手続きマニュアルに記載があるものの、Working by correspondence については記載がない（REP 17/EXEC1, para 18-33）。なお、手続きマニュアルに、電子的作業グループについて以下のように明記されている。

“no decision on behalf of the Committee, nor vote, either on point of substance or of procedure, shall take place in electronic working groups.”

⁸ 討議文書で取り上げられた事例としては、WMO（World Meteorological Organization 世界気象機関）や、IPPC（International Plant Protection Convention 国際植物防疫条約）の CPM（Commission on Phytosanitary Measures 防

的には物理的な会議が主流であること、また、そうした一部の例外的事例で **working by correspondence** が採用されるのは、以下のような場合—(a)物理的会議の間に生じる緊急性のある議題、(b)当該組織がある程度限定されたメンバーで構成されている、(c)特定の限定的なスコープの問題を扱う、(d) 決定事項はその後きちんと物理的会議に報告される—である (CX/GP 19/31/3, para.32)。

三つ目のコーデックスで実際に行う上での課題については、以下の3点が指摘されている。(a) 代表の検証の問題 (credentials of delegation) : 物理的会議であれば、代表の確認は容易であるが **working by correspondence** で実施した場合、特定の電子メールやログオン等によってアクセスしてきた人が本当に代表かの確認が困難。(b) 議長役割: 文書や電子的なやり取りにおいては議長の権限が格段に高まり、参加者の意見が十分に反映されない可能性があるという問題がある。(c) 効果的な参加 : **working by correspondence** は物理的な会議に比して相対的に相互作用が低くなり、協力やコンセンサスの形成が限定的になる。さらに、すでに電子的作業グループが増加しており、作業負担がさらに増大する。言語・翻訳の問題もある (CX/GP 19/31/3, para.37-51)。

当日の議論でも上記の論点が参加者から議論された。FAO の法務官は法的な観点から **Working by correspondence** の手続き上の問題に関して検討することは適切 (REP19/GP, para10) としたうえで、コンセンサスペースのコーデックスの部会において意思決定まで行う **Working by correspondence** を実施する場合は、EWG よりも厳しい手順が適用されるべきとした (REP19/GP, para11)。国連の立場としては、手続き上の理由 (すなわち代表者の資格確認、議長役割、有効な参加の

確保) や、加盟主体間の相互作用の促進、参加主体の意思決定に対する権利の確保、といった観点から、意思決定にかかわるような会議においては物理的会議で実施されるべきとした (REP19/GP, para13-15)。参加者からは、コーデックスでは協調、包摂、透明性といったことが重要である一方、**Working by correspondence** のような議論の進め方をオプションとして保持することの柔軟性についてはあったほうが良いとの支持があった (REP19/GP, para17, 21)。

議論の結果、NZ を座長 (米国、ドイツ、日本が co-chair) として EWG を立ち上げ、① **Working by correspondence** の実施する作業が適切とされるクライテリアを作成し、手順のガイダンスをコーデックス手続きマニュアルに沿って作成すること、② それらを検討し、適宜勧告すること、に合意した。なお、EWG の見直しの議論とは性質の異なるものとして別に議論することとなった (REP19/GP, para22)。

(2) コーデックス基準における例示の位置づけについて

この議題が取り上げられた背景には、以下の経緯があった。2017年に開催された CCFICS(23)では、「国の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関するガイダンス案」の採択の際に、ブラジルが、その附属文書における事例の使用に対して反対をした。ブラジルは、附属文書に入れる事例が必ずしもすべての食品セクターに当てはまらず、異なる文脈で用いられると不要な混乱をもたらしかねないことを問題にした。文書自体は同年の CAC40 において採択されたが、その際にブラジルなどが、改めて附属文書における事例の取り扱いについて CCGP で検討すべきとした。本案件はその要請を受けて実施された。

これについても、会議に先立って事務局が論点の概要を整理している (CX/GP 19/31/4)。コーデックスでは、これまでも事例を入れて文書が策定されたことはあ

疫措置に関する委員会) の下部組織である standard committee (基準に関する委員会) などが挙げられている。

り、その扱いについて議論がなされた。2009年のCAC23で、コーデックス基準、付属文書を含むすべてのコーデックス規格はWTO/TBT協定における「国際基準」に該当する⁹と、合意した。このため、付属文書も説明の文書もコーデックス規格の文書(codex text)に入っている限り、コーデックス規格の一部とみなされることとなった。一方、公式のコーデックス規格の文書としたりたくないものの、情報として役立つような事例やその他の資料についてinformation document¹⁰とすることがCCGP28(2014)において議論され、CAC37(2014)で採択された¹¹。

⁹ “all Codex texts, including standards and their annexes, were covered by the definition of “international standard” contained in the WTO/TBT Agreement”

¹⁰ REP14/GP, para 86 and REP14/CAC, para 104

“i. It is recognised that there is the occasional need for Codex committees to make available information documents, however Codex committees should not deliberately develop such documents and these documents should be by-products of ongoing work of the Committee.
ii. Documents are considered to be information documents if they:

- Have been developed and agreed upon by a Codex committee;
- Have been determined by the Committee to contain information that is useful to national governments and/or Codex members and observers and Codex Committees; and
- Are not considered appropriate by the Committee to be adopted as Codex standards, guidelines, or codes of practice or as recommendations for inclusion in the Procedural Manual.

iii. Information documents will be made available on the Codex website of the relevant committee, clearly separated from official Codex documents and adopted texts.”

¹¹ information documentsの過去の経緯について以下、筆者平成26年度厚労科研分担報告書より引用(CCGP28の報告)

「コーデックス加盟主体や部会において有用であるものの、総会で採択されていない文書や情報(referenceやinformational document)は、これまで各部会に様々な呼称でバラバラに存在したので(例えば、食品添加物部会におけ

会議では、コーデックス基準における事例の法的な含意が明確でないことについての懸念を改めて論じるものもあったが、コーデックス事務局は、上記討議文書に記載があるように、どのような形態(注釈、付属文書、事例など)であろうと、コーデックス文書に入っているものは、文書の一部である(REP19/GP, para36)との合意がすでにあるとした。コーデックス基準の法的な地位との混乱を避けるために、単に事例として用いる場合はコーデックス総会で承認を要さないinformation documentとすべきといった議論が交わされ、結論として、現段階では「事例」に関する特定のガイダンスを作成する必要はないという結論に至った。

(3) CCGPの掌握範囲の新たな・将来的な課題に関する討議文書(議題6)

CCGPでは、今後議論すべき潜在的・将来的課題の候補を募集して、その結果、以下の7つの論点があげられた。①コーデックスにおける基準策定の加速化、②SDGsに関連するコーデックスの活動のモニタリング、③食品偽装、食品の清廉性、信ぴょう性の問題、④消費者への情報提供、⑤コーデックス基準の活用状況を見る仕組み、⑥他国際機関との連携・調整の改善のための仕組み、⑦潜在的な手続きマニュアルの改訂、である。

議論の結果、上記のうち、次期CCGP

るDatabase on Processing Aids等)、今回「information documents」というカテゴリを作り、位置づけとその効力、要件等を明確にしたうえで、活用できるように、ガイドラインを策定した。議論では、こうした文書が、公式なものと明確に区別されるべきこと(したがってこの文書の判断は部会レベルで行い総会・執行委員会で判断しない)、また、こうした文書が正式な文書として合意できない議論の逃げの手段になってしまう懸念があることから、意図的に作成すべきでないこと、文書は公式のコーデックスの文書とは別の枠をウェブサイトにかけて掲載するといったことが合意された。」

において具体的に検討を行うのは、②と⑤とした。その他の項目については、すでにほかの部会で議論されている¹²、あるいは、ほかの部会の掌握分野¹³である、という理由で CCGP では取り扱わないこととなった。

②の SDGs に関連するコーデックスの活動のモニタリングについては、国連の SDGs のうち、コーデックスの目的に関連するものとして、SDG2（飢餓の撲滅、食料安全保障、栄養を高め、持続可能な農業の促進）、SDG3（健康）、SDG12（持続可能な消費）、SDG17（実効性を強化しグローバルなパートナーシップの再活性化）が挙げられる。現在起草中の、次期コーデックス戦略計画（2020-2025）では、これらの目標とコーデックスの活動を検討することとしている（CX/GP 19/31/6）。国連におけるその重要性を鑑み、フランスが次期 CCGP32 に討議文書を用意することで合意した。

⑤の、コーデックス基準の活用状況を見る仕組みについても、現在起草中のコーデックス戦略計画（2020-2025）の目標3で、コーデックス基準の国際的な利用の

¹² ①のコーデックスにおける基準策定の加速化については、2016/2017 regular reviewで改善が指摘されたEWGのありかたが焦点になる。すでに現状61個のEWGが稼働していて、昨今はウェビナー等新たなICTの活用なども行われているので重要な問題ではある。しかしEWGのガイダンスの作成はCAC40でコーデックス事務局が担うこととなっているため、その作業を待ってから検討することとなった（REP/GP, para63）。同様に、⑦の潜在的な手続きマニュアルの改訂は、コーデックス事務局がオンライン化などに向けて検討を行っており、その所管ということで合意（REP/GP, para87）。

¹³ ③の食品偽装、食品の清廉性、信ぴょう性の問題はCCFICSで検討されていることからCCFICSの電子作業グループの議論を通じて寄与することとなった。同様に、④の消費者への情報提供はCCFLの所管、⑤の他国際機関との連携・調整の改善のための仕組みの作業は執行委員会の所管であるため、それらの部会での議論にゆだねることで合意。

モニタリングが項目として入っている。しかし現状具体的な内容は定まっていない。会議では、OIE や ISO が現在それぞれの基準の利用に関するモニタリングの取り組みについて紹介した。また、参加している代表からは、かつてあった acceptance procedure が廃止されたこと（2005年）、関連情報はSPSの notification requirement などできないか、といった議論があった（REP19/GP, para77）。利用実態について把握することの価値と、その課題—そもそも「利用」をどう定義するのか、コーデックス基準のインパクトは複雑であり、本当に意味のあるデータの収集には大変な労力が要される等々の意見が論じられた（REP19/GP, para79）。議論の結果、フランスが討議文書を用意することとなった。

2. 「シンポジウム：コーデックスにおける日本の貢献と今後の課題」の内容

本年度は、2019年3月6日東京大学本郷キャンパス、ダイワハウス石橋信夫記念ホールにて、本研究班の主催する形で「シンポジウム：コーデックスにおける日本の貢献と今後の課題」を開催した（当日の発表者の資料は、添付資料コーデックスイベント関係配布資料を参照）。なお、本シンポジウムの内容については、食品衛生研究にも一般向けに加筆・要約して掲載し、広く周知する予定である。

具体的な進行は以下の通りである。はじめに、本研究班代表の渡邊敬浩氏（国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 第一室長）より、開会挨拶を行った後、前半は、宮城島一明氏（世界保健機関食品安全・人畜共通感染症部長）と、吉倉廣氏（厚生労働省医薬・生活衛生局参与）による二つの基調講演がなされた。次に、後半はパネルディスカッションを行った。上記二名の基調講演者に加え、ジェームス・マリアンスキー氏（元米国食品医薬品局 バイオテクノロジー・コーディネーター）と豊福 肇氏（山口大学共同獣医学部教授）が参加し、松尾真紀子（東京

大学 公共政策大学院) のファシリテーションにより行った。そして最後に原田 英治 (厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課 国際食品室長) が総括及び閉会挨拶を行った。当日は 90 名の参加があり、会場からも活発な質疑応答が行われた。

以下、シンポジウムの概要について紹介する。なお、当日の発表者の各報告・発言は各発表者の個人的な見解としてなされたものであり、所属組織の公式見解に一致するとは限らない。また、本報告は当日の上記発表者による発表・発言を筆者の理解に基づき整理したものである。

① 基調講演：宮城島一明 (世界保健機関 食品安全・人畜共通感染症部長)
講演「コーデックスとは、日本への期待」

宮城島氏は、コーデックス事務局長、OIE (国際獣疫事務局) の科学技術部長及び事務局次長を歴任し、現在 WHO 食品安全・人畜共通感染症部長である。

講演では、まず初めに、コーデックスの歴史的背景について紹介された。コーデックス誕生の歴史的背景には、欧州域内で戦前から培われてきたモノの移動を容易にするための基準を策定する流れと、戦後の相互依存的自由貿易体制の強化の流れの二つの流れの合流があった。前者に関しては、コーデックスの父ともされ、また、欧州の地域調整部会 (CCEURO) の初代議長でもあるハンス・フレンツェル氏 (オーストリア) の欧州域内におけるモノの移動の整備が挙げられる。後者に関しては、戦後自由貿易の促進と経済的な相互依存の深化の動き、すなわち関税及び貿易に関する一般協定 (GATT : General Agreement on Tariffs and Trade) の交渉の延長線上で策定された貿易の技術的障壁に関する協定 (TBT 協定)、そして 1995 年に発効した衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定 : Sanitary and Phytosanitary Measures Agreement) と同時に設立された世界貿易機関 (WTO : World

Trade Organization) 体制が象徴的である。このような背景のもと、SPS 協定との結びつきを得たコーデックスは新たな使命のもとで発展を遂げ、現在に至る。今日食品の貿易額は 1.5 兆ドルにも達する (2014 年)。

そうしたコーデックスの基準を利用するメリットとして以下の点が論じられた。途上国にとって、自前で基準値策定のためのデータ収集やリスク評価をすることは大変な時間と資金を要するが、国際基準にあわせるのであれば面倒がない。国際基準に準拠することで、貿易紛争において輸出国から訴えられることを防ぐこともできるので、これらは「予防的」な機能といえる。一方、貿易紛争が生じた際にコーデックス基準が WTO の紛争処理において参照されることは「治療的」な機能である。判断の根拠が整備され、紛争の勝者を決めることができる (ただし、必ずしもすぐに解決するとは限らず、紛争は長引くことが多い)。

過去数十年にわたるコーデックスの制度的構造の変化の傾向としては、以下の点が指摘された。一つは、近年新たに設置されたスパイス・料理用ハーブ部会に代表される、個別部会の行う個別食品の質基準策定作業の増大である。ただでさえ多いコーデックスの会議数の増大を助長し (そのため定足数に達しない会議の可能性が向上)、基準の過度な細分化といった弊害を生むだけでなく、より大切な食品安全の分野の作業を圧迫することにもつながりうる。したがって、将来的には必要性和全体のバランスを鑑みて、統廃合が必要かもしれないとの指摘もあった。二つ目は、貢献国の変化である。特に顕著なのは昨今の中国の躍進である。中国は近年、食品添加物部会と残留農薬部会の二つの議長国を務めることとなった。

さらに、ほかの国際機関でも同様だが、科学ベースを重視するコーデックスでも外交戦が繰り広げられることが指摘された。つまりどのような「議論の場」で交渉するかによって、発言力や影響力が異

なるという点である。部会によって、公開・非公開、参加者（全加盟国、限定された加盟国）、開催時期・回数（年2回、1回、必要に応じて等）、議題の決定権（自ら議題を決定できる部会とそうでない部会）といったことにおいて異なる。こうした組織運営にかかわる制度上の違いと、それがもたらす意味合いについて、具体的な部会を例に説明された。例えば執行委員会では、地域によっては実質上の固定議席を持っている国がある（アメリカやカナダなど）一方、メンバーになれない加盟主体（欧州連合）もある。このような委員会のメンバー構成の違いは、案件の通しやすさを多少なりとも左右する。このため、執行委員会の代表性を地域ごとの国の数や人口配分に応じて調整すれば、影響力のバランスが改善するかもしれないが、既得権益を変更するのは容易ではない。このように部会によって発言力や影響力が異なるので、どの部会で何が議論されているのか、そしてそれらの部会ごとに異なる特性に注目することも重要であるという大変興味深い点が指摘された。

最後に、コーデックスの今後の課題について以下が論じられた。まず一点目は、ファイナンスについてである。国連機関における予算は2年単位で組まれており、2020-2021年度の中央経費とされる883万ドル（その8割をFAO、残り2割をWHO）が基本財源によって賄われることとなっている¹⁴。これらの予算には、部会の議長国の費用や加盟国の参加旅費は含まれないので、実際に運営にかかわる費用の総体はこの3倍くらいと思われる（中央経費：部会議長国経費：加盟国の参加旅費の比率がおおよそ1：1：1くらいとして）。ところが、この費用には、コーデックス基準のベースとして不可欠な、FAO/WHOによるリスク評価にかかる費用が含まれていない。このFAOとWHOを合わせておおよそ1000万ドル（二か年）

程度と見積もられるリスク評価にかかわる費用については予算枠組み上の課題がある。すなわちFAOは「基本財源（主）＋信託基金（従）」の組合せであるのに対して、WHOは「加盟国の寄付（主）＋基本財源（従）」の組合せとなっているという点である。これが意味することは、WHOは財源が加盟国の任意拠出金に依存している分、構造的にリスク評価の安定的な実施を脅かされかねないという状況に常にあるということである。二点目は、基準の利用実態の把握である。昨今の大きな潮流として、国連全体で「現場でのインパクト」とその評価指標を設定することが求められている。コーデックス基準の利用実態とその公衆衛生や経済に及ぼす影響をどう測るかは、今後の課題である。最後に、三点目として、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）時代におけるコーデックスの存在意義についての考察がなされた。地球環境問題に代表されるように、今日国際社会が直面する問題は、多様な目的やセクターを包含したものとなっている。SDGsの多様な目的（環境保護、気候変動、無駄の削減、動物福祉）への対応についても国連全体・国際社会全体として取り組んでいくべきことが認識されている。しかし、周知のとおりコーデックスの基本目的は「消費者の健康の保護」と、「公正な食品貿易の促進」に限定されている。SDGs時代の新しい社会や消費者の価値観に対する要請がある中、コーデックスが意義を持ち続けるには、コーデックスが今の限定的なスコープにとどまっていた良いのか、という非常に重要な問題提起もあった。

② 基調講演：吉倉 廣（厚生労働省医薬・生活衛生局参与） 「コーデックスへの日本の貢献、次世代への期待」

吉倉氏の基調講演では、バイオテクノロジー応用食品特別部会（CTFBT、以下

¹⁴ これにはセコンドメント派遣の経費は入っていない。

バイオ特別部会¹⁵⁾の経緯と合意形成の要因についての考察、コーデックスの今後の課題が論じられた。

日本がバイオ特別部会の議長国となった経緯は以下の通りである。コーデックスでは1997年の総会で遺伝子組換え(GM)食品を取り上げることに合意して、執行委員会がコーデックスのミッドタームプランに入れた。当時米国と欧州の間ではGM食品をめぐる貿易紛争も顕在化していた状況の中で、激しく対立する両者のどちらにも属さない日本が本件のホスト国に選ばれた。こうして日本は1999年に議長国に手を挙げたが、これはWTOシアトル会議に象徴される、環境保護等を掲げた自由貿易に対する抗議運動が、反GM運動にも結び付き激しさを増す真ただ中であった。当時GMに関してはスターリンクの混入問題といった事件もあり、緊張が高まっていた。そのような中、吉倉氏は、経済的協力開発機構(OECD)へ参加や、国内の組換え実験指針の座長を務めた経験を有したことで、コーデックスバイオ特別部会の議長を引き受けることとなった。

バイオ特別部会では、まずGM食品のリスクアナリシスについての考え方や、そのアセスメントの考え方を定めたいうで、個別適用対象(植物、アレルギーなど)ごとの文書を策定する形で進めた。この結果、2000年から2003年に開催された第1ラウンドでは、GM食品のリスク分析の原則と植物と微生物の安全性評価に関するガイドラインなどの文書の策定ができた。この段階で、米国、カナダ、アルゼンチンがWTOに提訴した。結果、ECの組み換え食品に関する手続きはSPS協定に基づく正当な行為ではないとの判

断が下された。続く第2ラウンド(2005年から2007年)では、第1ラウンドの文書に基づき、動物の安全性評価のガイドラインを策定したほか、当時懸念が論じられていた、未承認GMの微量混入の問題等に取り組み、文書の策定ができた(参考:バイオ特別部会で策定された文書)。

参考:バイオ特別部会で策定された文書

- **はじめの4つのセッション (2000-2003)**
 - 「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則」
 - 「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」
 - 「組換えDNA微生物利用食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」
 - 「植物・微生物の付属文書のアレルギー誘発性評価に関する添付ガイドライン」
- **次の3つのセッション (2005-2007)**
 - 「組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」
 - 「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書: 栄養又は健康に資する組換えDNA植物由来食品の安全性評価」
 - 「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書: 微量に存在する組換えDNA植物の安全性評価」

前述の通り、バイオ特別部会が開催された当初、米欧の対立やGM食品に対する社会的な緊張が高まっていた。そうした中で合意形成ができた要因として以下の点が指摘された。まず、第一に、アセスメントとマネジメントを峻別する議論の進め方である。コーデックスの場ではリスクアセスメントはFAO/WHO合同専門家会議の報告書¹⁶⁾に基づき、バイオ特

¹⁵⁾ 厚生労働省ウェブサイトコーデックス・バイオテクノロジー応用食品特別部会
<https://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/codex/03.html>
FAO/WHO合同専門家会議のバイオテクノロジーに関する専門家会議
<https://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/codex/04.html>

¹⁶⁾ 植物由来の遺伝子組換え食品の安全性について (2000年5月29日-6月2日) 報告書

別部会はマネジメントの立場で議論することとした。なお、FAO/WHOの科学的アドバイスの為には日本が拠金した。バイオ特別部会では、FAO/WHOによる科学的アドバイスの文書を踏まえて、「実質的同等性 (substantial equivalence)」の概念をより明確化することが出来た。「実質的同等性」はOECDの長い議論の末辿り着いた組み換え生物の安全性評価に関わる基本的概念であるが、その議論がコーデックスの場で生かされた事になった。

さらに、バイオ部会では、GMの定義、「予防原則 (precautionary principle)」や、「Other Legitimate Factors (OLF)」と呼ばれる「その他の考慮事項」(例えば、環境保護や動物倫理など)、トレーサビリティ・モニタリング、といった様々な「厄介な問題」が議論に上がった。これらの問題に対処する上では、すでに合意されている国際文書がある場合にはそれに準拠し、また、GMに関係し提起されていても一般の食品にも共通するテーマは、バイオ部会で抱え込まず横断的な問題としてより適切な部会で議論するようにした。例えば、GMの定義は「生物の多様性に関する条約 (CBD: Convention on Biological Diversity)」の定義をそのまま利用し、予防原則やOLFについては一般原則部会 (CCGP)、トレーサビリティについては食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) が取り組む様にした。実際、その後横断的な文書として採択がなされている¹⁷。その他、会議運営上のテクニ

遺伝子組換え食品のアレルギーマニフェスタ性評価について (2001年1月22日-25日)

組換え微生物由来食品の安全性評価について (2001年9月24日-28日)

遺伝子組換え動物 (魚類を含む) 由来食品の安全性評価について (2003年11月17日-21日)

¹⁷ 一般原則部会 (CCGP) : コーデックス委員会の枠組みの中で適用される リスクアナリシスの作業原則 (Working Principles for Risk Analysis for Application in the framework of the Codex Alimentarius) - 予防的措置はリスクア

ックとしては、発言に時間制限を設けることを提案した。これは会議参加者全員に均等に発言の機会を提供して合意の機運を向上させるためである。この運営手法については、バイオ特別部会を契機に、その後コーデックスのほかの部会でも導入された。

こうしたバイオ特別部会の経験を振り返り、「GM食品」の問題は、表向きは「GM食品」をめぐる議論であるが、実は、新たに出現する科学技術の安全性に関わる不確実性をどう取り扱うのかという問題で、ある意味、昨今話題になっているゲノム編集やジーンドライブといった新興技術への対応でもの取り扱いにも共通する問題であることが指摘された。つまり、新しい技術が出てくるときに、これに対応し、「予防 (precaution)」という考えをどう行政に持ち込むのかという、基本的な問題が存在することが指摘された。

次に、コーデックス全体にかかわる今後との課題についてもいくつかの点が挙げられた。例えば、食料廃棄、気候変動下の食糧投機の問題や、宮城島氏も論じ

ナリシスの固有の要素である (Precaution is an inherent element of risk analysis)

コーデックス手続きマニュアル: その他の正当な要素 (Other legitimate factors) - 「コーデックス委員会の意思決定過程における科学の役割及びどの程度科学以外の要因を考慮するかに関する原則声明」 Statements on principle concerning the role of science in the Codex Decision making process and the extent to which other factors are taken into account - Criteria for the Consideration (2001)

食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) : 食品輸出入検査・認証制度CAC/GL 60-2006におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品の追跡 (traceability/product tracing) の原則

表示部会 (CCFL) : モダンバイオテクノロジー応用食品の表示に関連するコーデックス文書 Compilation of Codex Texts relevant to labelling of foods derived from modern biotechnology CAC/GL 76-2011; General standard for the labelling of prepackaged foods: 4.2.2; allergen transferred from any of the products in the list 4.2.1.4

た、個別の規格基準の増大による懸念や、WHOの予算についての指摘があった。個別規格基準の増大については、本来、SPS協定の付属文書Aに明記されているコーデックス基準への参照項目は限定的であり¹⁸、限られたコーデックス予算を、どのような規格基準にどれだけ充て、どこまで増やすのか。そのためにどれだけのリソース（お金と労力）を払うのかを真剣に検討する必要があると述べた（なおコーデックス基準の利用のモニタリングは重要な問題であるが、これはコーデックスではなくWTOのSPS協定 article 12.4で規定されている）。

WHOの予算については、コーデックス加盟国からWHOの予算が少ないことに対する批判が集中している事への懸念が述べられた。1966年のコーデックス設立当初の議事録には、コーデックスへのWHOの関与に対する強い要請に基づき、FAOがWHOの2倍近い負担金（FAO 111,305 US\$ vs. WHO 62,000 US\$）を担う事で設立したとの合意が明記されている事、議事録から見ると、コーデックスが発足するに当たってWHOの「健康保護」の側面が不可欠だと考えられた状況が推察される、と紹介した。WHO予算の不足は、分担金を支払わない加盟国が多い事も原因の一つではないか¹⁹との指摘があった。

¹⁸ - SPS: Annex A: definition the standards, guidelines and recommendations established by the Codex Alimentarius Commission relating to:- food additives; veterinary drug and pesticide residues; Contaminants; methods of analysis and sampling; codes and guidelines of hygienic practice

¹⁹ 例えば、2012年の例を取ると、WHOのCodex必要経費は950万ドルでコーデックスの科学的助言に充てられるのはその内650万ドルである。一方WHO拠出金を支払わない国は2012年で62カ国、2015年59カ国、30カ国は複数年度に渡って支払っていない。未払金は年間4800万ドルであり、WHOのコーデックス予算はこの未払金額の高々5分の1に過ぎない。言い換えると、加盟国が分担金を支払えば、コ

最後に、コーデックスの位置づけについて、コーデックスを取り巻く環境変化という大きな歴史的な文脈の中で論じた。これは宮城島氏も同様に指摘したことであるが、コーデックスが誕生した背景には、第二次世界大戦の要因ともなった保護主義やブロックエコノミーに対する反省があった。コーデックスは、戦後構築されたGATT、WTOといった大きな流れの中に位置づけることができ、またこうした動きに貢献している。他方で昨今は様々な国際社会の場で、国際協調を顧みず、自国中心主義的な動きや機運が目立っている。こうしたことは、第二次大戦のころの状況の復活になりかねず憂慮する、として講演を締めくくった。

③ パネルセッション

パネルディスカッションでは、冒頭にジェームス・マリアンスキー氏（元米国食品医薬品局 バイオテクノロジー・コーディネーター）が、コメントを述べた。吉倉氏の講演を受けて、バイオ特別部会を振り返り、いかに当時のGM食品をめぐる社会状況が緊迫したものであったかについて論じた。そして、現在GM食品の安全性評価のベースとなっている、「実質的同等性」の概念について、当初は言葉が混乱を招いたものの、食経験のある食品とGM食品の「比較」に基づく概念であることが受け入れられていった過程について述べた。バイオ特別部会については、吉倉氏の会議に向けた詳細な事前準備についてのエピソードを交えつつ、成功の秘訣は、同氏のリーダーシップとコミットメント、そして科学にのっとった議論をしたことであると高く評価した。

つづいて、豊福肇氏（山口大学共同獣医学部教授）が現在関与している部会での議論における課題と、コーデックスに対して日本が貢献できることについて論

ーデックスへの科学的助言に関わる費用は十分賄えるということになる。

じた。コーデックスにおける課題については、例えば、食品衛生部会（CCFH）では、「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及び HACCP に関する付属文書」の改訂に、コーデックスの HACCP に関するオーナーシップを示すために 5 年以上取り組んでいるが、国際標準化機構（ISO 22000:2018）や GFSI（グローバル・フード・セーフティ・イニシアチブ）の作業とどう差別化するのかという課題などがあるとした。また、食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）では、JECFA のリスク評価においては安全上の懸念は極めて低いとされた特定の動物用医薬品²⁰が、動物福祉等の Codex の mandate 以外の取り扱いをめぐる対立により MRL の設定ができないことなどが論じられた。

CCFICS では、FAO/WHO 合同専門家会議による依拠できる評価がなく、もっぱら先進国の経験がベースになっているとの指摘がなされた。部会では当初は輸入検査制度の同等性といったことが論じられていたが、昨今は、食品のコントロールシステムに関する議論がなされており、本来の輸出入検査からだいぶ離れてしまっているとの印象が述べられた。そのうえで、今後日本が国益を確保しつつ、コーデックスに対して貢献できることとして以下を挙げた。一つは、国際社会のバランスとしての役割である。国際交渉の場は、大きく米、EU のツートップがリードする。そうした中、一定の経験を有する先進国で、かつ、米欧どちらの陣にも組まない日本のポジションは、バランスとしての役割を担える。二つ目は、文書策定において母国語としないものの観点から「わかりやすい」文書の策定に貢献できるという点である。このような観点をもって、継続的に経験を提供することで、存在感も示すことができると指摘をした。

パネルに対して会場からは、科学と OLF の関係性についてさらに深堀する質

問があった。具体的には、現在のコーデックス手続きマニュアルには、OLF について規定があるが、環境保護、動物福祉、消費者の受容など、どこまでが対象となるのか、というものであった。これに対して、バイオ特別部会策定当時は OLF に関する規定はなかったが、その後一般原則部会で OLF のクライテリアが策定されたことが述べられた（2001 年 Procedural Manual 11th Ed. に最初に現れ、1997 年 10th Edition にはない）。これによりある程度明示的に示されたものの、玉虫色であるがゆえ、米欧で多様な解釈が存在し、依然としてあいまいでるとの指摘もあった。先ほどの CCRVD において特定の動物用医薬品の MRL が設定できないのも、そうしたことが要因になるが、とはいえ、クライテリアを改定する必要があるのか、した場合にどのような副作用があるのか、は、十分に検討する必要があるとの指摘もあった。

最後に各演者から、以下のメッセージが述べられた。宮城島氏と吉倉氏より、ここ数年で急速に強まった、多国間の国際的な枠組みを軽視する傾向に対する強い懸念が論じられた。宮城島氏は、二国間の交渉を重視する動きが強まったため、コーデックスをはじめ、多国間の協調的枠組みが危機に瀕しているとした。日本は、こうした中、コーデックスの活動を失速させないようにするのか、日本の国益を再検討し、国としての方向性を改めて明らかにする必要があるとした。吉倉氏からも同様に多国間枠組みの危機に対する強い懸念が指摘された。戦後の大きな流れの中で、コーデックスが多国間のグローバルな貿易体制のなかでどのような立場にあるのかを参加者は問い直すべきとした。特にコーデックスが本当に存在意義を発揮するためには、コーデックスが SPS 協定の reference である事を含め、全体像を踏まえたうえで本質的な基準にのみ取り組むべきで、無制限に個別食品（commodity）の基準を乱発するべきではないと指摘した。豊福氏は、今後も日本が死守すべきは、科学ベースの議論であ

²⁰ ジルパテロール塩酸塩という β 2 アドレナリン作動薬。

り、途上国のみならず日本にとっても FAO/WHO の科学的アドバイスもコーデックス規格も重要であり、この活動を失速させてはいけないとの指摘があった。マリアンスキー氏は、バイオ特別部会は、日本が以前とは異なりコーデックスの場で積極的に貢献する契機として非常に高く評価できること、そしてそこでの経験は今後の日本からの貢献においても重要であることが述べられた。

なお、シンポジウムの最後にコーデックス事務局長より、吉倉氏のこれまでの功績に対する謝辞を伝えるビデオメッセージが贈られた。

D. 考察

1. CCGP における主要な議論

B. で論じた通り、今年度開催された CCGP の論点は、以下の3つ—① Working by correspondence の議論、② コーデックス基準における事例の取り扱い（議題4）、③ 新たに取り組むべき将来的課題、であった。

①の Working by correspondence の議論については、次期 CCGP において再度取り上げられることから、今後も注視が必要である。Working by correspondence は、部会の議論の前提となる討議文書や案を作成する EWG と異なり、意思決定にもかかわるため、慎重に議論する必要がある。今回論点として挙げた、(a) 代表の検証の問題、(b) 議長の役割・影響力のコントロール、(c) 効果的な参加のありかた・相互作用の確保等の論点に対して、きちんと対応できるような仕組みが必要となるだろう。また、どのような種類の問題なら、Working by correspondence でも有効に対処できるのか、といったことも検討が必要である。

②の、コーデックス基準における「事例」の取り扱いの問題は、現状のコーデックスの仕組みで対処できることから、当面取り上げないことで合意したものの、

コーデックス基準に盛り込まれる「事例」が国際的に、どのような法的取り扱いを受けるのか、きちんと理解し、参加する代表団に継承しておくことが重要である。つまり、2009年のCAC23で、コーデックス基準、付属文書を含むすべてのコーデックス規格はWTO/TBT協定における「国際基準」に該当すると合意したことから、どのような形態（注釈、付属文書、事例など）であろうとコーデックス基準の一部であるということである。これはすなわち、WTOの紛争の際には、「事例」もコーデックス基準の一部とされるということである。したがって、コーデックスにおける規格基準の交渉の際には、「事例」の取り扱いも慎重に検討するべきである。情報として役立つものの、貿易紛争上の含意を持つような「事例」については、公的な地位を持たない「information document」として別途採用するように促すべきである。こうした意識は、参加する代表団がきちんと理解して議論に臨むことが重要である。

③の、新たに取り組むべき将来的課題については、様々な論点が挙げたものの、CCGPで議論すべきものは、SDGsに関連するコーデックスの活動のモニタリングと、コーデックス基準の活用状況を見る仕組みとなった。CCGPでは従来より、ほかの部会の掌握範囲にかかわる問題に手を出そうとする傾向がある。特に執行委員会の掌握範囲にかかわる案件が多いのは、執行委員会の代表資格が限定的であり、特に欧州等の影響力の強い部会で議論をしたいという背後の意図もあるためと思われるが、重複を回避するためにも問題の仕分けをきちんと日本が表明して貢献することが大事である（他方で、別の問題として、ガバナンス上、執行委員会等における参加主体のバランスの問題は長期的には考えていく必要もあることは、Bの2のシンポジウムにおける基調講演者の発言にもあったとおりである）。

2. シンポジウム講演からの示唆

講演からの示唆としては、以下の五点があげられる。

一つ目は、国連を中心とする多国間協定の枠組みの重要性である。基調講演者の両氏からは、コーデックスをはじめとする多国間協定の枠組みが危機に瀕していることへの強い危惧が論じられた。歴史的な観点で見れば、コーデックスは戦後長年にわたって国連を中心とする多国間の協定の下に自由貿易を促進するためのGATTやWTOといった枠組みの中に位置づけられる。しかし昨今の自国の利益を最優先し、二国間で交渉する動きは、まさに戦前の経済のブロック化の前兆のようである。そうした状況の中、欧米に加えて、新興国の躍進も目覚ましく、コーデックス内においても例えば中国が複数の部会の議長国になるなど、国際交渉の場におけるアクターの影響力に変化もみられる。日本は食品に関しては輸入国であり、また、科学ベースで議論ができる先進国として、しばしば輸出国間で対立する米欧等の立場と一線を画す。バイオ特別部会で果たしたように、国際社会における調整役としての役目を果たすことができるだろう。

二つ目は、持続可能な開発目標 (SDGs) 時代におけるコーデックスの存在意義の再検討の必要性である。今日、多様な問題が複雑に交錯していて、食品の問題も、食品廃棄の問題、気候変動とその結果生じる食品投機など SDGs の多様な目標に直接・間接様々な形で関連する。国際社会全体として総合的な対応が求められる。こうした問題に対して、コーデックスは、従来の限定された、食品安全・公正な貿易というスコープの中に留まっていたよいか、コーデックスの立ち位置を再検討しなければならないという問題提起もあった。

三つ目は、国際交渉におけるテクニクの分析・蓄積の重要性である。コーデックスではしばしば「厄介な問題」に直面する。吉倉氏のバイオ特別部会の成功

の背景には、リスクアセスメントとマネジメントを峻別する議論の進め方、問題の仕分け (バイオ特別部会で抱え込まずコーデックス横断的な問題はより適切な部会に委託する)、発言機会のコントロールなど、様々なアプローチや手法が駆使された。そうした手法はほかの「厄介な問題」に対処する際にも応用可能である。宮城島氏からは「交渉の場」の構造 (組織構成や意思決定にかかわる手順等) が交渉に影響力をもつことも論じられた。アクターの利害関係に加えて、会議運営、組織構成などの分析と蓄積・継承が、日本が国益を確保する上でも、国際社会に実質的な貢献を果たすうえでも、重要となる。

四つ目は、科学と不確実性の取り扱いに関する点である。遺伝子組換え食品の問題は、本質的には不確実性をどう行政が取り扱うのか、対応においてどう「予防 (precaution)」を位置づけるのか、という問題でもあり、こうした問題は今後も食品に新しい技術が持ち込まれるたびに課題になる。そうした問題に対処する際には、上記の分析が重要な意味を持つことが指摘できる。

五つ目は、限られたリソースの有効配分である。国際機関の財源はコーデックス、WHOに限らず、厳しい状況にある。そうした中、不用意に個別の食品規格基準をすべきでなく、選択と集中で、本当に世界に必要とされる基準作りに集中すべきである。また、無い袖は振れない。なぜ「無い」のか、特に WHO の予算の構造 (任意と義務的な資金)・加盟主体の分担金の支払い状況まで確認し、問題解決のために加盟国はどのような働きかけをすることができるのか、成熟した議論ができるよう、きちんと分析する必要がある。安易に規格基準のための作業を増やしたり、そのための予算の要求をしたりするという動きに歯止めをかける必要がある。

なお、今回のシンポジウムに関して、アンケートを行った結果 (参加者数: 90、回答数: 46、アンケート回収率: 51.1%)、

ほぼ 91%の人が満足もしくはやや満足と回答し、満足度は非常に高かった²¹。またこのシンポジウムを通じて、コーデックスに興味を持ったかという質問に対しては、約 91%の人が興味を持った・もしくは少し興味をもった²²とし、多くの人の興味を喚起し、本研究班におけるリスクコミュニケーションの実施に貢献した。

E. 結論

本年度、本研究では CCGP における主要な論点の整理と、シンポジウムの開催によるリスクコミュニケーションを行った。

具体的には、CCGP では、①Working by correspondence の議論、②コーデックス基準における事例の取り扱い（議題 4）、③新たに取り組むべき将来的課題について整理した。①の Working by correspondence の議論については EWG と異なり、意思決定にもかかわるため慎重に議論する必要がある。今後の交渉においては、(a)代表の検証の問題、(b)議長の役割・影響力のコントロール、(c)効果的な参加のありかた・相互作用の確保等の課題に対応できる仕組みの検討が必要である。②の、コーデックス基準における「事例」の取り扱いの問題は、当面取り上げないことで合意したが、コーデックス基準に盛り込まれる「事例」は、いかなる形態（注釈、付属文書、事例など）であろうとコーデックス基準の一部であることが再確認された。このため、コーデックスにおける規格基準の交渉の際には、「事例」についても慎重に検討するべきであるし、情報として役立つものの、貿易紛争上の含意を持つような「事例」については、公的な地位を持たない「information document」

²¹ 満足24名、やや満足18名、どちらともいえないが4名、不満、やや不満の回答は0であった。

²² 興味を持ったが 32 名、少し興味を持ったが 10 名、どちらともいえないが 4、不満、やや不満の回答は 0 であった。

として別途採用するようにするという意識で参加する代表団が臨まなければならない。③の、新たにに取り組むべき将来的課題については、様々な論点が挙げられたものの、CCGP で議論すべきものは、SDGs に関連するコーデックスの活動のモニタリングと、コーデックス基準の活用状況を見る仕組み、となった。CCGP では従来より、ほかの部会の掌握範囲にかかわる問題に手を伸ばそうとする傾向があるが、重複を回避するためにも問題の仕分けをきちんと日本が表明して貢献することが大事である。

二つ目のリスクコミュニケーションについては、本研研究班主催、厚生労働省、及び東京大学政策ビジョン研究センターの共催を得てシンポジウムを開催することで実施した。コーデックスにかかわる国内外の実務家（WHO 食品安全・人畜共通感染部長及び元コーデックスバイオ特別部会の議長等）の基調講演と、パネルディスカッション、参加者との直接の議論の場を設けた。

講演やパネルディスカッションからの示唆として、様々な論点が挙げられたが、特に以下の五点が重要である。一点目は、国連を中心とする多国間協調の枠組みの重要性である。自国の利益を最優先し、二国間での交渉に傾倒する昨今の動きに対して、日本の国益を再検討し、日本特有の立ち位置を活かして、多国間協調を調整・強化する働きかけをしていくことが重要である。二つ目は、ますますグローバル化し多様化していく国際社会抱える問題は現在の SDGs に代表されるように複雑で相互に密接に関連している。そうした SDGs 時代におけるコーデックスの存在意義の再検討の必要性である。三つ目は、特に本研究に関連するが、国際交渉におけるテクニックの分析・蓄積の重要性である。議長のリーダーシップやテクニック、交渉の場が持つ議論への影響力の重要性が基調講演では具体的に示された。会議運営、組織構成などの分析と蓄積・継承が、日本が国益を確保する上でも国際社会に実質的な貢献を果たす

うえでも重要となる。四つ目は、科学的議論における不確実性と行政やマネジメントの関係である。遺伝子組換えをはじめ、新興技術が応用される食品は、本質的には不確実性にどう対応するかという問題であるということ意識することである。最後に五つ目としては限られたリソースの有効配分である。選択と集中により、本当に世界に必要とされる基準作りに集中して、安易に規格基準のための作業を増やしたり、そのための予算の要求をしたりするという動きに歯止めをかけなければならない。

シンポジウムでは、パネルディスカッションや参加者との直接の議論の場を設け、日本のコーデックス委員会に関する活動への理解の促進に寄与した。今後もこうした活動を継続していきたい。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

松尾真紀子、小島三奈 (2018) 「開催報告 国際シンポジウム：コーデックス委員会の将来の展望と課題」『食品衛生研究』Vol. 68, No.10, pp.31-37

シンポジウム：コーデックスにおける日本の貢献と今後の課題

【日時】 3月6日（水） 13:30～16:00

【場所】 東京大学本郷キャンパス ダイワハウス石橋信夫記念ホール（ダイワユビキタス学術研究館3階）

アクセス https://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01_14_04_j.html

【主催】 厚生労働科学研究「国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究」研究班（代表：渡邊敬浩 国立医薬品衛生食品研究所安全情報部第一室長）

【共催】 厚生労働省 東京大学政策ビジョン研究センター

【言語】 日本語/英語（日英同時通訳あり）

【対象】 食品関連事業者、行政機関等

【趣旨】

コーデックス（コーデックス委員会、Codex Alimentarius Commission）は、国連の専門機関であるFAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）による政府間組織で、国際食品規格の策定をしています。グローバル化による国際貿易が拡大するなか、コーデックスが目的とする、消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保はますます重要になっています。特に、昨今の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）及び日EU経済連携協定が発効され、一方で米国のように二国間交渉を重視しようとする動きも顕著となっており、世界はまさに大きな変化の中にあります。こうした地域枠組みやバイラテラルの動きが強まる中、日本が、コーデックスのような国際的な多国間の枠組みとどう向き合っていくのかは大きな課題と言えます。

本シンポジウムでは、コーデックス事務局長、OIE（国際獣疫事務局）の科学技術部長及び事務局次長を歴任し、現在WHO食品安全・人畜共通感染症部長である宮城島一明氏と、コーデックス・バイオテクノロジー応用食品特別部会議長及びコーデックス委員会副議長を務めた吉倉廣氏の二名に基調講演をしていただき、それに続くパネルディスカッションでは、お二人に加え、元米国食品医薬品局（FDA）バイオテク・コーディネーターのジェームス・マリアンスキー氏及び山口大学共同獣医学部教授の豊福肇氏を招いて議論します。長年にわたってコーデックスに携わってきたこれらの論者たちの深い知識と経験をもとに、コーデックスにおけるこれまでの日本の貢献を振り返っていただくとともに、変化する国際環境の中で日本の次世代が主体的にかじ取りし、さらなる貢献をしていくうえでの課題と期待について議論していただきます。

【プログラム】

全体司会：東京大学 公共政策大学院・政策ビジョン研究センター 松尾真紀子氏

13:30-13:35 (5分)	開会挨拶	国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 第一室長 渡邊 敬浩 氏
13:35-14:20 (45分)	講演 コーデックスとは、日本への期待 (講演 40分、質疑応答 5分)	世界保健機関食品安全・人畜共通感染症部長 宮城島一明 氏
14:20-15:05 (45分)	講演 コーデックスへの日本の貢献、次世代への期待 (講演 40分、質疑応答 5分)	厚生労働省参与 吉倉廣 氏
15:05-15:15 (10分)	パネルディスカッション 冒頭講演	ジェームス・マリアンスキー氏 元米国食品医薬品局 (FDA) バイオテク・コーディネーター
15:15-15:55 (40分)	パネルディスカッション	パネル：宮城島氏、吉倉氏、マリアンスキー氏、豊福肇氏 ファシリテーション：松尾氏
15:55-16:00 (5分)	総括及び閉会挨拶	厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 国際食品室長 原田英治 氏

コウデクスとは？ 日本への期待



世界保健機関 食品安全・人畜共通感染症部 宮城島一明

コウデクスの父

- ハンス・フレンツェル (1945-1947 オーストリア 国民栄養大臣)

Codex Alimentarius

2

二つの歴史が一つになった

• コウデクスの歴史

- 1907 - Codex Alimentarius Austriacus
- 1958-Codex Alimentarius Europeaeus
- 1961/1963 - Codex Alimentarius

• 世界貿易機関の歴史

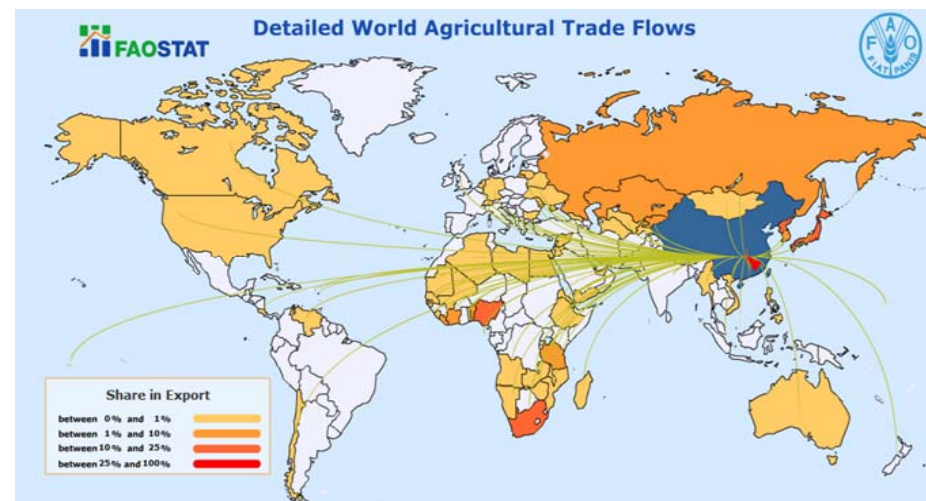
- 第二次世界大戦
- 1947 – GATT
- 1978- Uruguay Round
- 1994 – Marrakesh Agreement
- 1995 - WTO

Codex Alimentarius

3

国際社会は相互依存にある

食品の貿易額は1.5兆米ドル (2014年)



1-2 基調講演 資料 (宮城島氏)

553

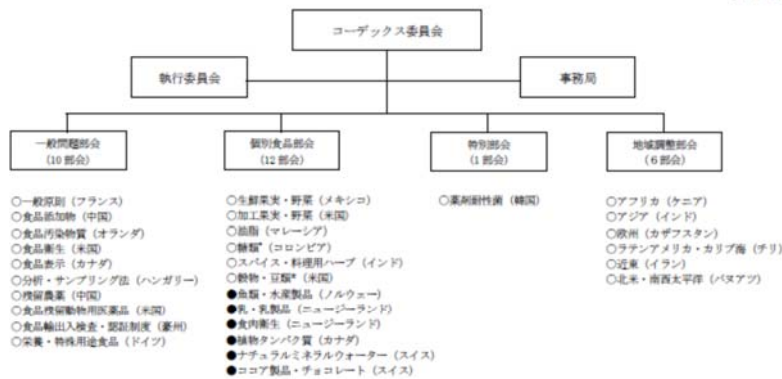
WTO SPS委員会

コーデクス基準は何の役に立つか？

- 時間と金のかかるデータ収集やリスク評価をする必要がない
- 貿易紛争で輸出国から訴えられることを防ぐ
- 貿易紛争が発生したとき勝者を決める(かならずしも解決)

コーデクス委員会の組織図

2017年8月現在



注) 1. ●印の部会は、休会中。
 2. *印の部会は、Working by Correspondence (対面での会合以外の方法での作業)。
 3. () 内の国は、ホスト国名。
 4. 執行委員会は、議長、3副議長、6地域調整国 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋) 及び7地域代表 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋) で構成。

執行委員会(CCEXEC)

執行委員会

- 非公開(議事録と音声記録は公開)
- 7人の地域選出委員(北米、中南米、欧州、近東、アジア、南西太平洋)、各々が二人までの助言者を同行できる
- 6人の地域調整国代表
- 三人の副議長
- 一人の議長

一般原則部会(CCGP)

輸出入認証部会(CCFICS)

コウデクスをめぐる外交戦

• 執行委員会(CCEXEC)

- 非公開
- 年二回開催、そのうち一回は総会直前に開催されるので、総会の議題の一部の事前に調理に利用される
- 総会の議題との重なりは弱みでもあり強みでもある
- 最大任期は2年から4年。
- 米国・カナダ・豪州・ニュージーランドは固定議席を持つに等しい。
- 欧州連合は議席を持っていない
- 欧州案件はたいてい否決されるので欧州は執行委員会に不信感を持つ
- 小委員会を設置できる

• 一般原則部会(CCGP)

- 公開
- 全加盟国が参加
- フランスが議長
- 開催頻度についてフランスは柔軟
- 地理的に欧州の参加が多い
- 本来、自ら議題を決めてはいけない。総会からの指示事項を議題とするのが原則
- 守備範囲があいまいなのが弱みでもあり強みでもある
- いままでは倫理規約、リスク分析、手続き規則などを処理した
- CCGPの定期開催の常態化は不健康の証左

• 輸出入認証部会(CCFICS)

- 公開
- 全加盟国が参加
- 豪州が議長
- 旅費がかかるので途上国の参加と欧州の参加が少ない
- 自由貿易の牽引役とみなされることが多い
- 自ら議題を決められる
- 本来はWTO設置に対処するための時限委員会だったが、豪州がなんだかんだと理由をつけて延命をしてきた
- 国と国の間の貿易ルールを決める部会のはずが、国内法制にも口を出し始めた

コウデクスの法的根拠

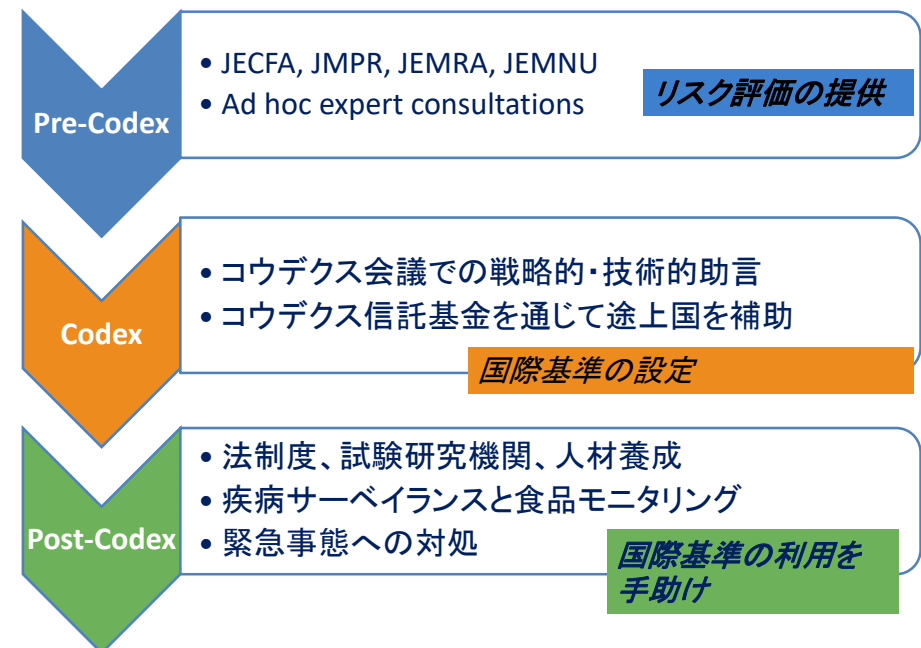
- FAO総会決議(1961年)
- 世界保健総会決議(1963年)WHA16.42
- Statutes of the Codex Alimentarius Commission
 - 1964年改正 第9条(現第10条)の一部改正
 - 1966年改正 信託基金方式による財政を放棄
 - 2006年改正 成立した基準の受託手続きを廃止

コウデクスの財政

- 中央経費 883万ドル(2020-2021年度)
 - FAOが80%、WHOが20%
 - すべて基本財源による(篤志国によるスタッフの弁当持ち派遣を除く)
- 議長国が支出する部会の費用を含まない
- 中央経費:部会経費:加盟国の参加旅費の比率がおおよそ1:1:1くらいか?

科学的助言(リスク評価)

- FAO/WHOが合同または単独でCodexに提供
 - JECFA, JMPR, JEMRA, JEMNU
 - Ad hoc expert consultation
- 予算はFAOとWHOを合わせておおよそ1000万ドル(二か年)程度か
- コウデクス予算に含まれない
 - FAOは基本財源(主)に信託基金(従)の組合せ
 - WHOは加盟国の寄付(主)に基本財源(従)の組合せ
 - スタッフが足りない



コウデクス基準の利用実態

- 実態不明
- 不明のままでよいのか？
- 国連全体で「現場でのインパクト」を求め、評価指標にするのが今の流れ

コウデクスの守備範囲

- 消費者の健康の保護
 - 食品安全
 - 栄養
 - 食品表示(なかなか宣伝まで踏み出せない)
 - 原材料、アレルギー、栄養、効能
- 公正な食品貿易の促進
 - 食品の定義
 - 質の担保と分類

コウデクスの課題

- SDG時代が到来した。社会や消費者がもつめる新しい価値を無視してよいのか
 - 環境保護、気候変動、無駄の削減、動物福祉
- 企業の独自基準との関係
- 多国間の枠組みが危機に瀕している
- 物理的会議と非物理的会議の長所短所
- 単純多数決による意思決定
- 途上国の参加と独立性の確保

持続可能な開発のための2030アジェンダ



食品安全の課題

- 食品汚染による健康影響と経済影響の全体像が見えない
 - 可視化のためのツールの提供
 - 財政当局に投資を決意させるための理由付け
- 世論と政治の注目が汚染スキャンダルに左右される
 - 戦略目標と多年度計画の策定
- 複数の所管省庁の権限争いの具にされる
 - 法制度の単純化
 - 省庁間調整メカニズムの創出
- 孤立化
 - 栄養、環境、抗生物質耐性などと有機的連携

Codex Alimentarius

21



コーデックスへの日本の貢献、 次世代への期待

2019年3月6日

吉倉 廣
厚生労働省医薬・生活衛生局参与

※本配布資料には、発表スライドの英語部分に主催者側が仮訳を入れております。また、投影スライドの一部は配布資料に含まれません。あらかじめご了承ください。

スライドの仮訳

2000: 沖縄G8サミットはコーデックスの「活用できる科学的情報が不完全もしくは相反する状況で、いかに**予防**が食品安全に適用できるかについての世界的なコンセンサスのさらなる向上に向けての努力」を認めたと期待した。

2000: スターリンクトウモロコシ (StarLink corn): **食用に未承認**のGMトウモロコシが300以上の食品加工物に含まれていることが発覚。

2000: 幕張における**第1回バイオテクノロジー応用食品特別部会**

スライドの仮訳

1994: フレーバーセーバートマト (Flavr Savr tomato) 初のGM作物

1996: ラウンドアップレディー除草剤耐性

→反GMキャンペーン-北米 vs 欧州 貿易紛争

1997: 第22回コーデックス総会バイオテクノロジー応用食品 (遺伝子組換え食品) に関する作業の提案

1998: 第45回コーデックス執行委員会はバイオテクノロジー応用食品はに関わる作業を中間計画 (1998-2002) の9つのプログラム分野のひとつとした。

1999: 第23回総会で日本が特別部会の議長国に名乗りを上げた

1999: シアトルにおけるWTOでの市民抗議運動

バイオテクノロジー応用食品特別部会 (CTFBT) で合意された文書

- **はじめの4つのセッション (2000-2003)**
 - 「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する**原則**」(第1フェーズ)
 - 「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」
 - 「組換えDNA微生物利用食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」
 - 植物・微生物の付属文書の**アレルギー**誘発性評価に関する添付ガイドライン
- **次の3つのセッション (2005-2007)**
 - 「組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」
 - 「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書: **栄養又は健康に資する**組換えDNA植物由来食品の安全性評価」
 - 「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書: **微量に存在する**組換えDNA植物の安全性評価」

1-3 基調講演 資料 (吉倉氏)

スライドの仮訳

FAO/WHO合同専門家会議による科学的アドバイス

- 植物由来の遺伝子組換え食品の安全性について (2000年5月29日-6月2日) **報告書**
- 遺伝子組換え食品のアレルギ-誘発性評価について(2001年1月22日-25日)
- 組換え微生物由来食品の安全性評価について(2001年9月24日-28日)
- 遺伝子組換え動物(魚類を含む)由来食品の安全性評価について (2003年11月17日-21日))

スライドの仮訳

難しかった問題

- 安全性評価のツールとして動物実験をどう位置づけるか
 - 実質的同等性(substantial equivalence) **に関する理解、誤解**
 - 組み換え食品の呼称と定義*
 - 不確実性(uncertainty)と非意図の効果(unintended effects)
 - 予防原則(precautionary principle) ← 1992年6月にリオで採択された「環境と開発に関する**リオ宣言**」第15原則 環境を保護するため、**予防的方策**は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、**完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。」「乱用**
 - トレーサビリティとモニタリング
 - その他の正当な要素(Other Legitimate Factors)(科学以外の要因の考慮)
 - 食品に微量に存在する組換えDNA植物
 - アレルギ-
- *最終的な呼称はfoods derived from modern biotechnology、定義は
- i) In vitro nucleic acid techniques ...
- ii) Fusion of cells
- that **overcome** natural physiological reproductive barrier.
- 注意：that以下はi) ii)両方を修飾するが、印刷版ではii) fusion of cells の後改行せずthat overcome..が続くので、i)はこの修飾を受けていないとの誤解がある。

スライドの仮訳

CTFBTで議論された結果他の委員会で議論され決着したテーマ

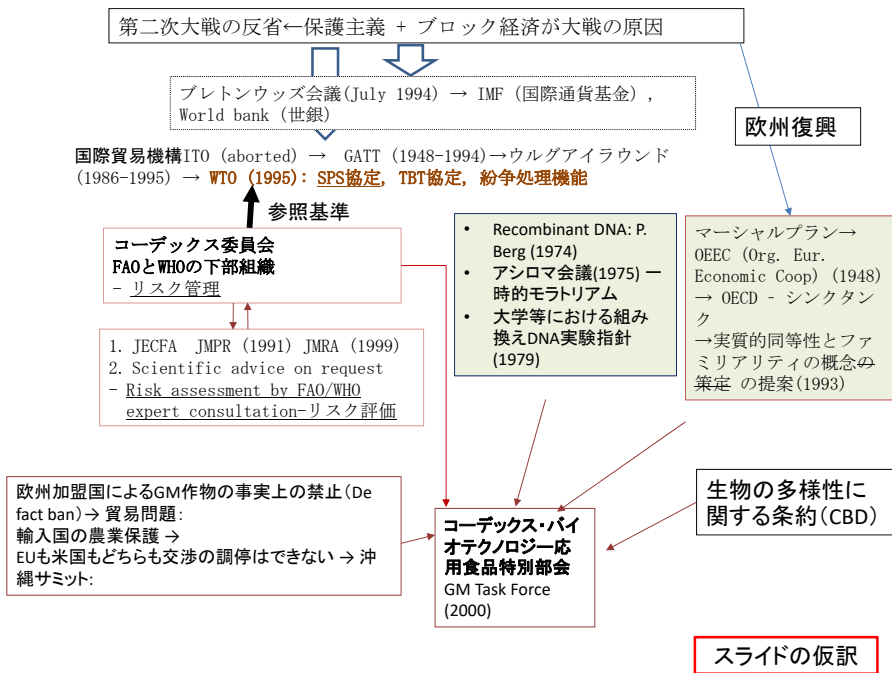
- 一般原則部会 (CCGP) : コーデックス委員会の枠組みの中で適用される リスクアナリシスの作業原則 (Working Principles for Risk Analysis for Application in the framework of the Codex Alimentarius) - **予防的措置はリスクアナリシスの固有の要素である (Precaution is an inherent element of risk analysis)** 手続きマニュアル(2003) Paragraphs 11より.
 - コーデックス分析・サンプリング法部会 (CCMAS) : **特定のDNA配列と食品中の特定のタンパク質の検出、同定および定量のための方法**の性能基準及びバリデーションに関するガイドライン (CAC/GL 74-2010)
 - コーデックス手続きマニュアル: **その他の正当な要素 (Other legitimate factors)** - 「コーデックス委員会の意思決定過程における科学の役割及びどの程度**科学以外の要因**を考慮するかに関する原則声明」 Statements on principle concerning the role of science in the Codex Decision making process and the extent to which **other factors** are taken into account - Criteria for the Consideration (2001)
 - 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) : 食品輸出入検査・認証制度CAC/GL 60-2006におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品の追跡 (**traceability/product tracing**) の原則
-
- 表示部会 (CCFL) : モダンバイオテクノロジー応用食品の**表示**に関するコーデックス文書
Compilation of Codex Texts relevant to **labelling** of foods derived from modern biotechnology
CAC/GL 76-2011; General standard for the labelling of prepackaged foods: 4.2.2; allergen transferred from any of the products in the list 4.2.1.4

スライドの仮訳

WTO紛争解決

- DS291, 292, 293 - バイオテクノロジー由来製品に関する承認と販売 (Approval and Marketing of Biotech Products)
- 申立国: 米国、カナダ、アルゼンチン
紛争当事国 (Respondent) : 欧州委員会
パネル (小委員会) の設置2003年8月29日; 2006年9月29日パネル報告書の回付; 2006年採択
- 上級員会 (Appellate body) の指摘
 - ECは、(組み換え食品そのものではなく) 組み換え食品を承認手続きの対象にするかどうか、対象にするのであれば、どう言う手続きをするか、の判断をせず、結果として、組み換え食品に関する最終決定を遅らせている (moratoriumと断定)。
 - ECの措置は、SPS協定5.1及び2.2に基づく正当なものとは考えられない。
 - *SPS 5.1: SPS措置はrisk assessmentに基づくべき。
 - *SPS 2.2: SPS措置は人動物等の健康を守るのに必要な限度に留め、科学原理に基づくべきで、科学的根拠なしに続けはならない。
 - その他EU措置に於けるSPS協定抵触条項:
 - Art. 8 Annex C 1(a)輸入産品に対し、SPS処置の検査・確認において同等な産品(like domestic products)よりも遅らせたりしてはならない。

スライドの仮訳



参考

厚生労働省ウェブサイト

- コーデックス・バイオテクノロジー応用食品特別部会

<https://www.mhlw.go.jp/topics/idsenhi/codex/03.html>

FAO/WHO合同専門家会議のバイオテクノロジーに関する専門家会議

<https://www.mhlw.go.jp/topics/idsenhi/codex/04.html>

Codex委員会：最近感じる私見

2019年3月6日
東京大学

山口大学共同獣医学部

豊福 肇



YAMAGUCHI UNIVERSITY

1

Codexとの関与

- CCFH 1997年～
- CCFFP 2000年～
- CCRVDF 2013年～
- CCFICS 2003年、2014年～
- WHO FOS/JEMRA Secretariat 1999-2004年

2

YAMAGUCHI UNIVERSITY

最近感じる問題(CCFH)

- 食品衛生の一般原則(CXC 1-1969)及びHACCPに関する付属文書の改訂
- 生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のガイダンス文書原案
- 日本では鶏肉のカンピロバクター、食品中のノロウイルスが2大食中毒の原因で、CCFHが作成したガイドラインはあるが、この2 topの食中毒が減る気配もない

3

YAMAGUCHI UNIVERSITY

最近感じる問題(CCRVDF)

ジルパテロール塩酸塩(β2-アドレナリン作動薬)

- JECFAの評価結果で、人に健康への悪影響が生じる可能性は極めて低いとされた物質について、Codexのマンデート以外の問題(Animal Welfare)で加盟国が反対し、MRL設定作業が進まない

4

YAMAGUCHI UNIVERSITY

最近感じる問題 (CCFICS)

- 輸出入検査・認証からNFCSへシフト
- 食品の清廉性／信憑性に関する討議文書

添付資料2. これまで厚生労働省の研究班が主催してきたコーデックスイベントの一覧

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	平成 29 年度
日時	2013 年 9 月 24 日 (火) 13:00-16:00 小柴ホール(東京大学本郷キャンパス内)	2014 年 11 月 8 日 (土) 9:30-12:30, 東京大学小柴ホール	2015 年 9 月 12 日 (土) 東京大学弥生講堂セイホクギャラリー (東京大学農学部内)	2017 年 3 月 14 日 (火) 東京大学本郷キャンパス、弥生講堂セイホクギャラリー・東京大学農学部内	2018 年 3 月 9 日 (金) 東京大学本郷キャンパス ダイワハウス石橋信夫記念ホール
タイトル	コーデックス委員会設立 50 周年国際シンポジウム 国際食品規格の役割と日本-グローバル社会における食品安全確保に向けて ¹	国際シンポジウム「食品安全規格の国際調和とその課題-コーデックス委員会の役割」2	国際シンポジウム『食品安全国際規格(コーデックス委員会)のあり方-ヨーロッパの視点から』3	「食品安全に関するシンポジウム〜リスク評価の国際的な取組みの紹介」4	国際シンポジウム：コーデックス委員会の将来の展望と課題 (Future Prospects and Challenges in Codex Alimentarius) ⁵
主催・後援・協力	【主催】 東京大学政策ビジョン研究センター、厚生労働科学研究費補助金 食品の安全確保推進研究事業「国際食品規格策定に係る効果的な検討プロセスの開発に関する研究」 【後援】 農林水産省	本研究班主催、東京大学政策ビジョン研究センター、公共政策大学院 後援：農林水産省	本研究班主催、東京大学政策ビジョン研究センター、公共政策大学院の主催、農林水産省の後援	厚生労働省主催、食品安全委員会・農林水産省共催、東京大学政策ビジョン研究センター協力で、本研究班が協賛	【主催】厚生労働科学研究「国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究」研究班 (代表：川西徹 国立医薬品食品衛生研究所長) 【共催】厚生労働省 農林水産省 消費者庁 東京大学政策ビジョン研究センター
	司会進行 松尾 真紀子 (東京大学 公共政策大学院・政策ビジョン研究センター特任研究員) 開会挨拶 城山 英明 (東京大学 公共政策大学院副院長・政策ビジョ	全体司会進行：松尾 真紀子 (東京大学) 開会挨拶：豊福肇 (山口大学) 基調講演 Ms. Annamaria Bruno (コーデックス	司会進行：松尾真紀子 (東京大学) 開会挨拶豊福肇 (山口大学) 基調講演 1 「Codex activity in EU」Eva Maria Zamora Escribano 欧州委員会 保健衛生・食品安全総局	基調講演「FAO と WHO が合同で運営する専門家会議の役割、日本への期待」WHO 食品安全部 部長 宮城島 一明 セッション 1-(b)	司会進行：松尾 真紀子(東京大学) 開会挨拶 川西徹(国立医薬品食品衛生研究所 所長) 講演 1

¹ <http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp130924.html>

開催報告 http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp130924_rep.html

² <http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp141108.html>

開催報告 http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp141108_rep.html

³ <http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp150912.html>

開催報告 http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp150912_rep.html

⁴ <http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/201703/tg/3932>

開催報告 松尾真紀子、小島三奈「開催報告 食品安全に関するシンポジウム〜リスク評価の国際的な取組みの紹介〜」『食品衛生研究』Vol. 67, No. 8, pp.25-31

⁵ <http://pari.u-tokyo.ac.jp/events/201803/pari/event-8704/>

開催報告 <http://pari.u-tokyo.ac.jp/events/201803/pari/event-8704/report-10182/>

開催報告 松尾真紀子、小島三奈「開催報告 国際シンポジウム〜コーデックス委員会の将来の展望と課題〜」『食品衛生研究』Vol. 68, No.10, pp.31-37

<p>ン研究センターセンター長・教授) パート 1. 基調講演 1 Dr. Stuart Slorach (OIE APFSWG; 動物食品安全性評価ワーキンググループ議長、コーデックス委員会元議長) 基調講演 2 宮城島 一明 (WHO 食品安全・人畜共通感染症部長) パート 2. パネルディスカッション 話題提供 朝倉 健司 (農林水産省消費・安全局 農産安全管理課長) モデレーター 豊福 肇 (山口大学共同獣医学部病態制御学講座 教授) 登壇者 Dr. Stuart Slorach 宮城島 一明 吉倉 廣 (元コーデックス委員会副議長) 朝倉 健司 (農林水産省消費・安全局 農産安全管理課長) 鬼武 一夫 (日本生活共同組合連合会) 門間 裕 ((一財) 食品産業センター 参与) 閉会挨拶 里村 一成 (京都大学医学研究科 健康政策・国際保健学准教授)</p>	<p>事務局)「Codex とは」 辻山弥生 (農林水産省調査官、コーデックス副議長)「国際交渉と Codex の関係」 Mr Pisan Pongsapitch (農業コモディティおよび食品規格基準局執行委員会副長官)「タイにおけるコーデックス対応及び国内食品規格への適用」 各部会報告 CCFA (コーデックス食品添加物部会) の動向 阪本和広 (農林水産省) CCFH (コーデックス食品衛生部会) の動向 豊福肇 (山口大学教授) パネルディスカッション</p>	<p>基調講演 2 「Codex and WTO, from EU perspective」 Ella Strickland 欧州委員会 保健衛生・食品安全総務総局 基調講演 3 「Codex from international perspective」 Jerome Lepeintre 在北京欧州連合代表部 パネルディスカッションモデレーター： 松尾真紀子 (東京大学公共政策大学院、政策ビジョン研究センター特任研究員) 登壇者 (敬称略)： Eva Maria ZAMORA ESCRIBANO (基調講演者 1) Ella STRICKLAND (基調講演者 2) Jerome Lepeintre (基調講演者 3) 辻山弥生 (農林水産省調査官、コーデックス副議長) 豊福肇 (山口大学 共同獣医学部教授)</p>	<p>特別講演：食品のリスク評価に関する FAO/WHO 合同専門家会議に参加して日本が貢献出来ること 食品安全委員会 委員 吉田 緑 国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部 客員研究員 河村 葉子 東京農業大学 応用生物科学部 教授 五十君 静信 国際食品安全コンサルタント 山田友紀子 1 セッション 2 パネルディスカッション (コーディネーター) 国立医薬品食品衛生研究所 所長 川西 徹 (パネリスト) ・世界保健機関 (WHO) 食品安全部 部長 宮城島 一明 ・東京農業大学 応用生物科学部 教授 五十君 静信 ・山口大学 教授 豊福 肇 ・食品安全委員会 委員 吉田 緑 ・国際食品安全コンサルタント 山田友紀子 ・国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部 客員研究員 河村 葉子 ・国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 病理部 第一室長 梅村 隆志</p>	<p>コーデックスの今と未来 Tom Heilandt (トム ハイランド) 氏 コーデックス事務局長 Guilherme Costa (ギリアム コスタ) 氏 コーデックス委員会議長 講演 2 食品輸出入検査・認証制度部会のこれまでの活動と今後の展望 Fran Freeman (フラン フリーマン) 氏 豪州農務省、コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会新議長 講演 3 食品表示部会のこれまでの活動と今後の展望 Paul Mayers (ポール メイヤーズ) 氏 カナダ食品検査庁、コーデックス食品表示部会前議長 総括及び閉会挨拶 豊福 肇氏 山口大学共同獣医学部 (研究班研究分担者)</p>	
<p>目的</p>	<p>国連の FAO (国連食糧農業機関) 及び WHO (世界保健機関) により設置された、国際食品規格の策定機関であるコーデックス委員会は、今年 50 周年を迎えました。本シンポジウムはこれを機に、コーデックス委員会のこれまでの活動を振り返り、その功績を確認するとともに、食品安全を取り巻く今</p>	<p>食品安全の確保は重要課題である。食品がグローバルに流通し、輸入に依存する日本にとって、国内の管理体制やアプローチが国際的にも整合性をもつことは重要である。しかしながら、コーデックス規格の内容についても、その作成過程についても、広く認識されているとは言い難い現状にある。そこで、本シンポジウムで</p>	<p>本シンポジウムは、日本にとってのコーデックスへの取り組みの検討に資するよう、EU の食品安全の担当者から、EU におけるコーデックスへの取り組み等を紹介してもらうことで、コーデックスに関する理解を深めるとともに、議論を共有する場を提供することを目的として開催した。背景には、コーデックスにおける交渉でも重要なアク</p>	<p>コーデックス委員会の策定する国際的な食品の規格基準は、FAO と WHO が合同で運営する専門家会議*によるリスク評価結果や勧告に基づいている。本専門家会議は、科学的中立性を求められ、その決定事項は、各国の食品安全政策に大きな影響を及ぼす重要なものである。</p>	<p>厚生労働省・農林水産省・消費者庁は、厚生労働科学研究「国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究」研究班との共催で、3月9日にダイワハウス石橋信夫記念ホール(東京都文京区)で、国際シンポジウム「コーデックス委員会の将来の展望と課題」を開催します。コーデックス委員会は、1963年にFAO</p>

<p>後の国際環境を展望することで、我々がコーデックス委員会との関係のなかで、直面する課題を特定し、さらに、それらへの対応を検討することを目的とします。現在 TPP 交渉等で、国際的貿易やそこにおける国際基準への社会的関心が高まっておりますが、本シンポジウムは、コーデックスにおける国際食品規格の重要性について専門家だけでなく一般消費者も含めて広く議論を共有することも大きな目的です。</p> <p>基調講演とパネルディスカッションには、当分野における大変著名な専門家をお招きできる運びとなりました。スローラック氏はコーデックスの元議長であり、在任中、コーデックスでは初となる第三者評価を受けて、数々のコーデックスの制度改革に尽力されました。また、宮城島氏は、コーデックス事務局長、OIE の科学技術部長及び事務局次長を歴任し、現在 WHO の食品安全・人畜共通感染症部長を務めており、この分野の実態における課題について深い経験と知見をお持ちです。基調講演では、この両専門家により、コーデックスのこれまでの功績と今後の課題を展望するとともに、対応策、方向性の示唆、問題提起をしていただきます。</p> <p>続くパネルディスカッションでは、まず、これまで長年にわたってコーデックス委員会に日本政府代表団として参加されている朝倉農林水産省消費・安全局農産安全管理課長から、日本政府のコーデッ</p>	<p>は、実際にコーデックスの現場において活躍する、コーデックス事務局のアンナマリア・ブルーノ氏や、本年コーデックス副議長に日本から選出された辻山弥生氏等から、最新のコーデックスにおける活動やその課題の現状について紹介してもらうことにより、コーデックスの認知度を上げるとともに、日本にとってのコーデックスの意義に関して広く一般に周知することを目的とする。</p>	<p>ターである EU が、どのような視点でコーデックスをとらえているのか、コーデックス対応がどのように構築されているのか、を理解することは、国際食品規格策定のプロセスを理解する上でも、日本のコーデックス戦略を考えるうえでも重要なためである。</p>	<p>本シンポジウムでは、これら専門家会議の事務局の一翼を担う WHO から担当部長を招き、その活動や目的を概説するとともに、これまで、これらの専門家会議に参加経験のある諸氏を招き、経験を共有する。参加者には、これらの専門家会議の活動に参加することにより、間接的に国際的な食品規格の策定に貢献できること、本活動に対する日本人の積極的な貢献が求められていることを知ってもらうことを目的とする。</p>	<p>(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)が合同で設立した政府間組織です。消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を保証するために、国際標準となる食品の規格(コーデックス規格)や基準・ガイドラインなどを定めています。今回のシンポジウムではコーデックス委員会議長を始めとする講師の方々に、コーデックスの今と未来や、各部会のこれまでの活動や今後の展望についての講演を行っていただきます。</p>
--	---	---	---	---

	<p>クス委員会へのこれまでの取組みについてご説明いただきます。そして、日本のコーデックス活動において様々な側面から尽力されております有識者をお迎えして、コーデックスの重要性を確認するとともに、日本がいかにコーデックスと戦略的に向き合っていけばよいのか、短期的、長期的な視野で議論を行います。</p>				
特記事項	<p>コーデックスのウェブサイトでも、本シンポジウムについてコーデックス50周年を祝うサイトで紹介された。</p>				<p>コーデックスのウェブサイトでも、本シンポジウムについてニュースで紹介された。</p> <p>「Japan solidifies its Codex Symposium tradition」掲載記事（2018年3月16日）</p> <p>http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/pt/c/1107530/</p>